

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年2月12日開催 全国地方銀行協会／

2025年2月13日開催 第二地方銀行協会]

1. 全国銀行協会勉強会「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について

- 全国銀行協会が事務局を務める「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」について、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会も含む金融機関に委員として御参加いただいた。
- 勉強会では、これまで4回にわたり、企業価値担保権の活用場面や、引当を含む会計上の論点等、企業価値担保権を活用した融資における実務上の論点について議論が行われてきた。
- こうした論点は、3月公表（予定）の勉強会報告書において取りまとめられる予定であると承知しており、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会においても、報告書の取りまとめに向け、引き続き積極的な議論をお願いしたい。

2. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 「REVICareer（レビキャリア）」の足元の実績については、2025年1月末時点において大企業人材の登録者数が累計3,851人、求人件数は累計3,258件、マッチング件数については、累計159件となっている。特に求人件数が前回から109件も増えており、地域金融機関がレビキャリアを活用した人材マッチングに尽力いただいていることに改めて感謝申し上げる。
- 現在、関係省庁が連携して「中堅企業成長ビジョン」を2024年度内に策定するべく取り組まれているところであるが、その中でも人材確保における金融機関の役割は大きなテーマの一つとされている。
- 中堅・中小企業が抱える最大の課題は人材。地域銀行においては、常日頃、地域の中堅・中小企業に接している立場にあることに鑑みれば、レビキャリアを積極的に活用しながら、地域の中堅・中小企業の成長を後押ししていただくことを期待している。
- また、金融庁においても、中堅・中小企業が抱える経営人材不足の課題解

決を加速化する観点から、経済産業省と連携してレビキャリの活用を図っていくこととしており、2025年2月5日に、制度の詳細を公表した。

- 経済産業省が持つ企業との接点も活かし、各金融機関の取組を後押ししていくので、引き続き、求人票の積極的な掲載や、マッチングの成約に御協力をいただきたい。
- もう一点、経済産業省の支援制度をお知らせしたい。レビキャリの予算は、中堅・中小成長投資補助金を活用することとなるが、本補助金は、今般の経済対策において、新たに追加で3,000億円規模を措置しており、地域の中堅・中小企業の工場新設や大規模設備投資を後押しするものである。経営人材不足に悩む地域の中堅・中小企業を支援するレビキャリと親和性のある事業である。
- 2024年、2度の公募を行った本補助金の採択倍率は約7倍であり、非常に狭き門であったが、今後、審査の際に、レビキャリの活用企業への優遇も検討していると、経済産業省から聞いている。なお、次回の公募は、まもなく開始されるとのことである。

3. 令和7年2月4日から的大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和7年2月4日から的大雪にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雪にかかる災害等に関し、新潟県内及び福島県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

4. リスク管理について

- 銀行の役割は、国民の生活資金や余裕資金を預金として受け入れるとともに、金融仲介機能を発揮し、融資先の企業価値の向上を通じて、わが国経済

の発展に貢献することである。

銀行が質の高い金融仲介機能を持続的に発揮するためには、財務の健全性やリスク管理の適切性を維持する必要がある、その前提となるのが融資規律である。

(1) 粉飾決算への対応に係る態勢について

○ 現在、金融庁では、近時の粉飾事案を踏まえ、フロント部署や審査部署、リスク管理部署、内部監査部署がそれぞれの役割を果たしているかなど、各銀行における融資規律の確立に向けた組織全体の取組状況をモニタリングしている。

○ その結果、

- ・ 融資先の実態を把握するための必要な取組である資金トレースや実査を怠ったことで粉飾や不正行為を見逃した事案、
- ・ 長年にわたり、融資先の代表者や実権者と面談せず、結果として融資先のガバナンス不全を見落としていた事案など、

フロント部署や審査部署などが基本動作を怠っていたといわざるを得ない事案も認められている（参考）。銀行においては、組織内に健全なリスクカルチャーを構築し、日頃から健全な猜疑心と職業的懐疑心を持って融資先の実態把握に努める必要がある。

（参考）過去の粉飾企業で共通する特徴

- ・ 営業店において粉飾企業の収益ウェイトが高い、同業他社と比較して業況・経営体質が極めて良好、時代の最先端の業種であるといった状況の中、金融機関における実態把握の取組が形骸化
- ・ 融資先企業の実権者と会えない/（大会社の場合）補佐役がない、（会社法上の大会社の場合）会計監査人監査を実施せず、会計監査人が理由もなく頻繁に交代
- ・ 金融機関が実態把握を行うための財務情報（試算表や銀行借入明細の開示が遅い、勘定科目明細や税務申告書の提出を拒む）や経営情報（貸出シェアが高い一方で預金シェアは不相応に低い）の開示に消極的
- ・ 実態把握に繋がる提案に対して消極的（合理的な理由なく、シンジケートローンや保証協会の利用を拒否）

(2) 越境貸出等の与信管理について

- 金融庁では、貸出明細データを活用し、地域銀行の法人貸出先に対して、本店所在都道府県外に所在しているといった越境貸出等が債務者区分に影響するかについて定量的な分析を実施した。その結果、企業の財務内容や規模、業種による影響を取り除いたとしても、越境貸出や大手行が債権者に含まれる先への貸出で、正常先確率が高くなっていることが示された。
- 一般に越境貸出については、経営実態や地元での評判等信用リスクの判断に足る情報の入手が、越境貸出でない先に比べ困難になる場合もあると考えられる。各銀行においては、越境貸出や債権者に大手行が含まれる法人貸出先の実態を適切に把握しているか、改めて確認いただきたい。

(3) 仕組貸出について

- 金融庁が 2024 年 1 月の意見交換会において、仕組貸出の増加傾向について問題提起した後も、特に日本国債リパッケージローンを中心に仕組貸出が増加傾向にあることを踏まえ、仕組貸出残高が大きい地域銀行に対して、取組目的や今後の方針等についてモニタリングした。
- その結果、
 - ・ 地元貸出の伸び悩みなどを踏まえた余資運用先の確保や収益多角化、RORA（リスクアセット利益率）重視の経営が求められる中、
 - ・ 一部では、オプションプレミアムによる利回り確保、貸出増加への寄与、貸借対照表上の時価評価不要を理由に仕組貸出に取り組んでいる実態を確認した。
- 仕組貸出は、
 - ・ 公正価値の把握などリスク管理が難しい
 - ・ 実質的な債券投資であれば求められる時価情報が開示されない
 - ・ 本質的な金融仲介とは異なるにもかかわらず貸出として開示される等の問題がある。
- 各銀行が仕組貸出へ取り組む際には、リスク管理やリスク／コスト・リターンの観点はもとより、経営理念やパーパス、ビジョンに合致するか、各銀

行の価値と競争力の向上につながるかの観点も踏まえて検討いただきたい。

(4) 複雑なリスク特性を有するファンド等への投資について

- 金融庁のモニタリングでは、経営陣がオプションリスク等複雑なリスク特性を理解しないままに、足元の財務収益確保のために、トリガーイベントが発生した場合の損失が、銀行の経営体力対比で大きな影響を与える投資を容認する事例を確認している。
- 複雑なリスク特性を有するファンド等へ投資する際は、リスクの所在を的確に把握したうえで、リスクテイクが経営体力とリスクコントロール能力の範囲内か、また、実効性あるリスク管理態勢が構築されているかを十分に議論願いたい。特に、一見して内在するリスクが十分に評価できないものに対しては、慎重に判断していただきたい。
- 担当者が経営陣の理解を得ないままに複雑なリスク性商品への投資を拡大しているのであれば、当該部署へのインセンティブづけが適切か、過度の収益プレッシャーを与えていないか、今一度確認いただきたい。

5. 金融機関の金融犯罪対策に係るチラシの作成について

- 金融庁は、2024年8月に、警察庁と連名で口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文を発出した。当該要請文の中では、口座売買が犯罪であることの顧客への周知や、検知した取引に係る顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化を求めている。
- 金融機関がこのような対策を実施するに当たっては、顧客と接する金融機関の現場の取組が極めて重要となると同時に、顧客の理解・協力も必要となる。こうした取組について顧客である国民の理解・協力を求め、金融機関の現場の取組を支援するため、警察庁と連携してチラシを作成した。
- 具体的には、①口座の売買やレンタルが違法であることと、②金融機関が取引の背景事情を伺う場合や、取引の謝絶や警察への連絡を行う場合があることを内容とする2種類のチラシを作成している。
- 各金融機関においても、顧客への説明に際し、必要に応じて当チラシを活用していただきたい。

6. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)の結果還元 について

- 2024年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)」の評価結果について、2025年1月末、参加金融機関に還元した。
- 評価結果が良くなかった各金融機関の経営陣においては、問題点をよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しを始めとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。
- くわえて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合は、その是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は特定のシナリオの下での演習に過ぎないため、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習に非参加であった金融機関に対しては、今後、全国地方銀行協会・第二地方銀行協会を通じて、各業態に共通して認められた課題や、良好事例を還元する予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

7. 貸出明細データを用いた債務者区分及び住宅ローン等に係るデータ分析 事例の公表について

- 2025年1月21日に、共同データプラットフォームで提出を受けた高粒度データを分析した『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-(2025.1) vol.2』を公表した。
- 「共通貸出先に対する債務者区分の付与状況に関する分析」では、地域銀行の貸出先について、企業の財務内容や規模、業種による影響を取り除いたとしても圏外向け(越境)貸出や大手行が債権者に含まれる先への貸出で、正常先確率が高くなっていることが示唆された。
- 「地域銀行の住宅ローンに関する実態把握」では、地域銀行の住宅ローンについて、債権一件当たりの実行金額や貸出期間が増加傾向であること等が確認された。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握や分析に取り組んでいく。

8. アセットオーナー・プリンシプルについて

- 2025年1月17日、内閣官房において、2024年12月末までに「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを表明したアセットオーナーの一覧が公表された。その後、2025年2月7日に2025年1月末時点のリストが公表された。
- 地域銀行の企業年金基金の中には積極的に受入れを表明いただいたところもあると承知している。
- 引き続き、確定給付企業年金を有する各地域銀行においては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れを検討いただきたい。また、既に受入れを表明いただいたところにおいては、人材確保などの体制整備や運用状況についての情報提供、ステークホルダーとの対話など、アセットオーナーとして資産運用の高度化を進めていただきたい。

9. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な御意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2025年で10年目を迎える。
- 2024年（1月～12月）は42件の御意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集人に対する規制の強化
 - ・ 事業ファクタリングに関する規制法令の制定などに関する御意見について、金融庁の対応を公表した。
- 金融庁としては、受け付けた御意見について、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応していきたいので、本金融行政モニター制度を全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会傘下金融機関並びにその職員に周知いただき、金融制度や金融庁に対する率直な御意見をお寄せいただきたい。

(以 上)